

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

旧	新
<p>横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 28 日 制定 令和 6 年 6 月 30 日 最近改正（局長決裁）</p> <p>（目的） 第 1 条 略</p> <p>（用語） 第 2 条 略 2 略</p> <p>（横浜市大規模小売店舗立地法運用基準） 第 3 条 略</p> <p>（出店概要書等の作成） 第 4 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行おうとする者（以下「届出予定者」という。）に対して、原則として、事前に大規模小売店舗出店概要書（以下「概要書」という。）を作成させ、当該届出の 4 か月前又は建築基準法第 6 条に基づく確認申請を行おうとする日の 3 か月前のいずれか早い時期までに、概要書を提出するよう求めるものとする。 2 市長は、届出予定者に対して、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出を行う前に、大規模小売店舗出店計画事前説明書（以下「事前説明書」という。）を提出するよう求めるものとする。<u>ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。</u> 3 略 4 <u>概要書、事前説明書及び説明書の記載事項は、別に定める。</u></p> <p>（早期情報提供） 第 5 条 市長は、次のいずれかに該当する届出については、届出予定者に対して、前条の規定により概要書を提出した日から 1 か月以内に、当該大規模小売店舗の周辺に居住する者等を対象に、概要書の内容について周知（以下「事前の周知」という。）を行うよう求めるものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>（大規模小売店舗の新設等に関する届出） 第 6 条 <u>次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、12 部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第 2 条第 2 項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。</u></p>	<p>横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 28 日 制定 <u>令和 8 年 2 月 20 日</u> 最近改正（局長決裁）</p> <p>（目的） 第 1 条 略</p> <p>（用語） 第 2 条 略 2 略</p> <p>（横浜市大規模小売店舗立地法運用基準） 第 3 条 略</p> <p>（出店概要書等の作成） 第 4 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行おうとする者（以下「届出予定者」という。）に対して、原則として、事前に大規模小売店舗出店概要書（<u>様式第 1 号。</u>以下「概要書」という。）を作成させ、当該届出の 4 か月前又は建築基準法第 6 条に基づく確認申請を行おうとする日の 3 か月前のいずれか早い時期までに、概要書を提出するよう求めるものとする。 2 市長は、届出予定者に対して、<u>原則として</u>、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出を行う前に、大規模小売店舗出店計画事前説明書（以下「事前説明書」という。）を提出するよう求めるものとする。 3 略 4 <u>事前説明書及び説明書に記載する内容は、別表 1 に定める。</u></p> <p>（早期情報提供） 第 5 条 市長は、次のいずれかに該当する届出については、届出予定者に対して、<u>原則として</u>、前条の規定により概要書を提出した日から 1 か月以内に、当該大規模小売店舗の周辺に居住する者等を対象に、概要書の内容について周知（以下「事前の周知」という。）を行うよう求めるものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>（大規模小売店舗の新設等に関する届出） 第 6 条 <u>大規模小売店舗の新設等に関する届出は、横浜市電子申請・届出システム又は書面により行うものとする。</u></p>

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>(1) <u>法第5条第1項の規定による届出及び添付書類</u></p> <p>(2) <u>法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の届出</u></p> <p>(3) <u>法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の通知</u></p> <p>(4) <u>法第5条第1項の規定による届出に係る法第9条第4項の届出</u></p> <p>(5) <u>法第5条第1項の規定による届出に係る第19条の通知</u></p> <p>(6) <u>法第5条第1項の規定による届出に係る第23条の届出</u></p> <p>2 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、6部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。</p> <p>(1) <u>法第6条第2項の規定による届出</u></p> <p>(2) <u>法附則第5条第1項の規定による届出</u></p> <p>(3) <u>法第6条第2項等の届出に係る添付書類</u></p> <p>(4) <u>法第6条第2項等の届出に係る法第8条第7項の届出</u></p> <p>(5) <u>法第6条第2項等の届出に係る法第8条第7項の通知</u></p> <p>(6) <u>法第6条第2項等の届出に係る法第9条第4項の届出</u></p> <p>(7) <u>法第6条第2項等の届出に係る第19条の通知</u></p> <p>(8) <u>法第6条第2項等の届出に係る第23条の届出</u></p> <p>3 次の各号に掲げる届出の提出部数は、3部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項の規定による届出</u></p> <p>(2) <u>法第6条第5項の規定による届出</u></p> <p>(3) <u>法第11条第3項の規定による届出</u></p> <p>(取下げ)</p> <p>第6条の2 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出後、当該届出を取り下げようとするときは、市長は、当該届出をした者に、取下書（様式第<u>1</u>）を提出するよう求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(届出の公告)</p> <p>第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、<u>横浜市報</u>に掲載することにより行うものとする。</p> <p>(届出等の縦覧)</p> <p>第8条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧を行う場所は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>法第5条第1項の規定による届出に係る法第5条第3項の規定による縦覧（法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）</u>は、市役所及び当該大規模小売店舗の所在地の属する区役所</p>	<p>2 <u>書面により行う際の届出、通知及び書類の提出部数は、原則として、別表2に定める数とし、併せて電子データ一式を提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか</u>、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。</p> <p>(取下げ)</p> <p>第6条の2 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出後、当該届出を取り下げようとするときは、市長は、当該届出をした者に、取下書（様式第<u>2号</u>）を提出するよう求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(届出の公告)</p> <p>第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、<u>市のホームページ</u>に掲載することにより行うものとする。</p> <p>(届出等の縦覧)</p> <p>第8条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧を行う場所は、<u>市のホームページ</u>とする。</p>
---	---

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>(2) 法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第2項等の届出に係る法第6条第3項の規定による縦覧 (法第6条第1項及び法第6条第2項等の届出に係る法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び 法第9条第5項の規定による縦覧を含む。)は、市役所</p> <p>(届出を要さない変更に係る報告)</p> <p>第9条 市長は、大規模小売店舗の設置者に対し、法第6条第2項ただし書きの規定により届出を要さないこと とされている<u>届出事項の変更を行う際、必要に応じて書面により当該変更を行う旨の報告を行うよう求めるものとする。</u></p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第10条 略</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 市長は、説明会開催者に対して、第1項から第5項までの規定並びに法第7条第3項の規定による意見及び 前項の意見に考慮して説明会の開催計画を定めること、及び説明会開催計画書(様式第4)の提出を求めるものとする。</p> <p>(説明会を掲示により行う場合)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該届出を行った日から4か月間、次に掲げる方法により行う ものとする。</p> <p>(1) 当該大規模小売店舗内に法第6条第2項等の届出書及び添付書類のうち施行規則第4条第1項第2号から 第12号までの内容が記載された部分を<u>設置し</u>一般の閲覧の用に供すること</p> <p>(2) 当該大規模小売店舗の来店客用の入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、標識(様式第7)を掲 出するとともに、インターネットを利用し掲載すること</p> <p>3 略</p> <p>(説明会の開催の公告及び通知)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p>	<p>(届出を要さない変更<u>等</u>に係る報告)</p> <p>第9条 市長は、大規模小売店舗の設置者に対し、<u>必要に応じて</u>法第6条第2項ただし書きの規定により届出を 要さないこととされている変更<u>及びその他市長が必要と認める事項について</u>、報告を行うよう求めるものとする。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第10条 略</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 市長は、説明会開催者に対して、第1項から第5項までの規定並びに法第7条第3項の規定による意見及び 前項の意見に考慮して説明会の開催計画を定めること、及び説明会開催計画書(様式第3号)の提出を求めるものとする。</p> <p>(説明会を掲示により行う場合)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該届出<u>後速やかに掲出し、法第6条第3項の規定により縦覧 に供されている間</u>、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 当該大規模小売店舗内に法第6条第2項等の届出書及び添付書類のうち施行規則第4条第1項第2号から 第12号までの内容が記載された部分を一般の閲覧の用に供すること</p> <p>(2) 当該大規模小売店舗の来店客用の入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、標識(様式第4号)を 掲出するとともに、インターネットを利用し掲載すること</p> <p>3 略</p> <p>(説明会の開催の公告及び通知)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p>
--	--

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>ウ 略</p> <p>(2) 当該大規模小売店舗に係る敷地内への標識（様式第<u>8</u>）の掲出</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>（説明会を開催することができない場合）</p> <p>第 14 条 市長は、説明会開催者が施行規則第 13 条第 1 項の事由により、法第 7 条第 2 項の規定により公告した説明会を開催することができない場合、説明会開催者に対して、市長との協議の上、説明会開催不能報告書（様式第<u>9</u>）の提出を求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（説明会実施状況報告書の提出）</p> <p>第 15 条 市長は、説明会が開催された場合（施行規則第 11 条第 2 項の規定による掲示及び法第 7 条第 4 項の規定による周知を行った場合を含む。）、説明会開催者に対してすみやかに説明会実施状況報告書（様式第<u>11</u>）の提出により説明会の実施状況を報告するよう求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（意見書の提出）</p> <p>第 16 条 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするときは、意見書（様式第 <u>12</u>）により、横浜市経済局あて持参、郵送又は市長が適切と認める方法により提出するものとする。</p> <p>（意見書の公告及び縦覧）</p> <p>第 17 条 略</p> <p>（見解書の作成）</p> <p>第 17 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>（市の意見）</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、法第 8 条第 4 項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合、様式第 <u>13</u> 又は様式第 <u>14</u> を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。</p>	<p>ウ 略</p> <p>(2) 当該大規模小売店舗に係る敷地内への標識（様式第 <u>5 号</u>）の掲出</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>（説明会を開催することができない場合）</p> <p>第 14 条 市長は、説明会開催者が施行規則第 13 条第 1 項の事由により、法第 7 条第 2 項の規定により公告した説明会を開催することができない場合、説明会開催者に対して、市長との協議の上、説明会開催不能報告書（様式第 <u>6 号</u>）の提出を求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（説明会実施状況報告書の提出）</p> <p>第 15 条 市長は、説明会が開催された場合（施行規則第 11 条第 2 項の規定による掲示及び法第 7 条第 4 項の規定による周知を行った場合を含む。）、説明会開催者に対してすみやかに説明会実施状況報告書（様式第 <u>7 号</u>）の提出により説明会の実施状況を報告するよう求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（意見書の提出）</p> <p>第 16 条 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするときは、意見書（様式第 <u>8 号</u>）により、横浜市経済局あて持参、郵送、<u>電子メール</u>又は市長が適切と認める方法により提出するものとする。</p> <p>（意見書の公告及び縦覧）</p> <p>第 17 条 略</p> <p>（見解書の作成）</p> <p>第 17 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>（市の意見）</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、法第 8 条第 4 項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合、様式第 <u>9 号</u> 又は様式第 <u>10 号</u> を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。</p>
---	--

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>(市の意見に対する添付書類の事項のみの変更)</p> <p>第19条 法第8条第4項の意見を述べた場合で、施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書(様式第15)を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(市の意見に対する添付書類の事項のみの変更)</p> <p>第19条 法第8条第4項の意見を述べた場合で、施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書(様式第11号)を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(市の意見に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)</p> <p>第20条 略</p> <p>(市の意見に対して変更しない旨の通知)</p> <p>第21条 法第8条第7項の通知(第19条の規定による通知を除く。以下この条において同じ。)は、届出事項を変更しない旨の通知書(様式第16)を用いて行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(市の意見に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)</p> <p>第20条 略</p> <p>(市の意見に対して変更しない旨の通知)</p> <p>第21条 法第8条第7項の通知(第19条の規定による通知を除く。以下この条において同じ。)は、届出事項を変更しない旨の通知書(様式第12号)を用いて行うものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(市の勧告)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、法第9条第1項の規定による勧告を行う場合又は勧告を行わない場合、様式第17又は様式第18を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。</p>	<p>(市の勧告)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、法第9条第1項の規定による勧告を行う場合又は勧告を行わない場合、様式第13号又は様式第14号を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。</p>
<p>(市の勧告による添付書類の事項のみの変更)</p> <p>第23条 法第9条第1項の規定による勧告を行った場合で、施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書(様式第19)を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出を行うものとする。</p>	<p>(市の勧告による添付書類の事項のみの変更)</p> <p>第23条 法第9条第1項の規定による勧告を行った場合で、施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書(様式第15号)を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出を行うものとする。</p>
<p>(市の勧告に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)</p> <p>第24条 略</p> <p>(市の勧告による変更の届出の期限)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(市の勧告に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)</p> <p>第24条 略</p> <p>(市の勧告による変更の届出の期限)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(市の勧告を適正に反映している旨の通知)</p> <p>第26条 市長は、法第9条第4項の届出の内容が法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、様式第20を用いてその旨を届出者に対して通知するものとする。</p>	<p>(市の勧告を適正に反映している旨の通知)</p> <p>第26条 市長は、法第9条第4項の届出の内容が法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、様式第16号を用いてその旨を届出者に対して通知するものとする。</p>
<p>(公表)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行う場合、様式第21を用いてその旨を当該届出者に対して通知</p>	<p>(公表)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行う場合、様式第17号を用いてその旨を当該届出者に対して通</p>

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>(報告)</p> <p>第28条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第29条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(横浜市大型店舗出店指導要綱及び横浜市消費生活協同組合等大型購買施設出店指導要綱の廃止並びに経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年12月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年3月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年5月1日から施行する。</p>	<p>知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>(報告)</p> <p>第28条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第29条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(横浜市大型店舗出店指導要綱及び横浜市消費生活協同組合等大型購買施設出店指導要綱の廃止並びに経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年12月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年3月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年5月1日から施行する。</p>
--	---

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

附 則
この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 6 月 30 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 6 月 30 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）事前説明書及び説明書に記載する内容

<u>1</u>	<u>大規模小売店舗計画の概要</u>
<u>2</u>	<u>大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項</u>
<u>3</u>	<u>駐車場の設置・運営計画</u>
<u>4</u>	<u>開店後の交通状況の予測</u>
<u>5</u>	<u>駐輪場及び自動二輪車等駐車場の設置・運営計画</u>
<u>6</u>	<u>荷さばき施設の整備・運営計画</u>
<u>7</u>	<u>歩行者の通行の利便の確保等のための計画</u>
<u>8</u>	<u>経路の設定及び来客者や事業者がその施設に到着するまでの適切な手段</u>
<u>9</u>	<u>防犯・防災対策への協力</u>
<u>10</u>	<u>騒音の発生に対する対策</u>
<u>11</u>	<u>廃棄物等の保管施設の配置及び運営計画並びに廃棄物減量化及びリサイクル等への取組</u>
<u>12</u>	<u>街並みづくり等への配慮</u>
<u>13</u>	<u>その他周辺地域の生活環境への配慮</u>
<u>14</u>	<u>本市関係局課との協議及び手続状況</u>
<u>15</u>	<u>交通管理者その他関係行政機関との協議状況</u>
<u>16</u>	<u>説明書記載事項比較表 ※法第 6 条第 2 項の届出のみ</u>
<u>17</u>	<u>届出事項比較表 ※法第 6 条第 2 項の届出のみ</u>

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

別表2 (第6条関係) 書面による届出・提出部数

法第5条第1項の規定による届出及び添付書類	9部
法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の届出	
法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の通知	
法第5条第1項の規定による届出に係る法第9条第4項の届出	
法第5条第1項の規定による届出に係る第19条の通知	
法第5条第1項の規定による届出に係る第23条の届出	
法第6条第2項の規定による届出	4部
法附則第5条第1項の規定による届出	
法第6条第2項等の届出に係る添付書類	
法第6条第2項等の届出に係る法第8条第7項の届出	
法第6条第2項等の届出に係る法第8条第7項の通知	
法第6条第2項等の届出に係る法第9条第4項の届出	
法第6条第2項等の届出に係る第19条の通知	2部
法第6条第2項等の届出に係る第23条の届出	
法第6条第1項の規定による届出	1部
法第6条第5項の規定による届出	
法第11条第3項の規定による届出	

※駐車場等車両の流れが変わる変更及び深夜時間帯（午後11時から翌午前6時まで）への変更の場合、1部を加えた部数を提出するものとする。

様式第1号 (第4条第1項関係)

令和 年 月 日提出

大規模小売店舗 出店概要書

大規模小売店舗の概要	店舗名称						
	届出手続	<input type="checkbox"/> 新設(法5条) <input type="checkbox"/> 変更(法6条2項) <input type="checkbox"/> 変更(法附則5条)					
		届出予定	令和 年 月 日	新設/変更予定	令和 年 月 日		
	設置者	氏名・名称・代表者					
		住 所					
	計画地				用途地域		
	建築概要	延床面積	m ²		建物規模	地上 階・地下 階	
		建築確認申請	令和 年 月 日	建築着工	令和 年 月 日		
小売業者							

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

	販売品目			
	店舗面積 ※	_____ m ² (小数点以下四捨五入)		
	併設施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類: _____ /床面積: _____ m ²)		
	営業時間 ※	開店時刻	_____ 時 分	
		閉店時刻	_____ 時 分	
	駐車場 ※	届出台数	_____ 台	(総収容台数) _____ 台
		利用時間	_____ 時 分から _____ 時 分まで	入 口 _____ 箇所 出 口 _____ 箇所
	駐輪場 ※	届出台数	_____ 台	(総収容台数) _____ 台
	荷さばき ※	施設面積	_____ m ² (小数点第2位まで記載)	時間帯 _____ 時 分から _____ 時 分まで
	廃棄物等 保管施設 ※	_____ m ³ (小数点第2位まで記載)		
協議 状況	所轄警察署と の協議状況	<input type="checkbox"/> 協議済み <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 協議予定 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
	県警本部との 協議の必要性	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 確認中		
連絡 先	会社名・部署			
	担当者			
	電 話			
注 意 事 項	<p>(1) 図面 (①広域見取図 ②周辺見取図 ③建物配置図 ④案内経路図) を添付してください。</p> <p>(2) 出店概要書は、新設の場合2部、変更の場合1部 (県警本部協議が必要な場合2部) 提出してください。</p> <p>(3) 各図面の記載内容については、「書類作成にあたっての留意事項 5 図面の作成方法」を参照してください。</p> <p>(4) 変更計画の場合、変更箇所 (※) については、(変更前) (変更後) がわかるように記載してください。 (例) 開店時刻 (変更前) 午前 10時00分 _____ (変更後) 午前 9時30分</p> <p>(5) 早期情報提供を円滑に進めるため、上記の太枠部 (店舗名称、新設/変更予定年月日、計画地、小売業者名) は、本市から地域へ情報提供する場合がありますので、ご注意ください。</p>			
横 浜 市 記 入 欄	早期情報提供: <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
<p>注) 出店概要書及び添付図面の内容は、本概要書提出時点での計画であり、関係機関との協議で、 今後変更される可能性があります。</p>				

様式第1 (第6条の2関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

取 下 書

年 月 日

様式第2号 (第6条の2関係)

取 下 書

年 月 日

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>(提出先) 横浜市長</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所</p> <p>横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第6条の2の規定により、次のとおり取り下げます。</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>2 取り下げる書類</p> <p>3 取り下げる理由</p> <p>(備考) ※印の項は記載しないでください。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p>(提出先) 横浜市長</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所</p> <p>横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第6条の2の規定により、次のとおり取り下げます。</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>2 取り下げる書類</p> <p>3 取り下げる理由</p> <p>(備考) ※印の項は記載しないでください。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>
---	---

様式第4 (第11条第7項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催計画書

年 月 日

(提出先)

様式第3号 (第11条第7項関係)

説明会開催計画書

年 月 日

(提出先)

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 11 条第 7 項の規定により、次のとおり提出します。

項	目	内	容
	大規模小売店舗の名称		
	大規模小売店舗の所在地		
	説明会開催にあたっての 現在までの協議状況		
	説明会の開催予定回数		回開催予定
説明会の 公告方法	第13条第1項第1号	月 日付	新聞（掲載・折込・売出広告掲載）
	第13条第1項第2号		（標識設置場所）
	法定公告以外の周知		
	予定している議事の内容 （進行、配付資料等）		（掲示を実施する場合の掲示書類）
第1回 説明会	開催日時	年 月 日()	時 分から 時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
第2回 説明会	開催日時	年 月 日()	時 分から 時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
第3回 説明会	開催日時	年 月 日()	時 分から 時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
	その他特記事項		（掲示を実施する場合の掲示場所など）

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。
2 公告原稿、配布計画書及び配付資料案等、上記内容の補足資料を添付してください。

(A 4)

横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 11 条第 7 項の規定により、次のとおり提出します。

項	目	内	容
	大規模小売店舗の名称		
	大規模小売店舗の所在地		
	説明会開催にあたっての 現在までの協議状況		
	説明会の開催予定回数		回開催予定
説明会の 公告方法	第13条第1項第1号	月 日付	新聞（掲載・折込・売出広告掲載）
	第13条第1項第2号		（標識設置場所）
	法定公告以外の周知		
	予定している議事の内容 （進行、配付資料等）		（掲示を実施する場合の掲示書類）
第1回 説明会	開催日時	年 月 日()	時 分から 時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
第2回 説明会	開催日時	年 月 日()	時 分から 時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
第3回 説明会	開催日時	年 月 日()	時 分から 時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
	その他特記事項		（掲示を実施する場合の掲示場所など）

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。
2 公告原稿、配布計画書及び配付資料案等、上記内容の補足資料を添付してください。

(A 4)

様式第 7 (第12条第 2 項第 2 号関係)

(店舗名) の (届出項目) の変更について

年 月 日

年 月 日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。

なお、届出等の詳細につきましては、年 月 日までの間、(書類閲覧場所) に関係書類を備え付けておりますので、閲覧を希望される方はお申し出ください。

(設置者名称・法人にあつては代表者名)

(設置者住所)

(小売業者名称・法人にあつては代表者名)

(小売業者住所)

店舗の名称	
所在地	
変更届出の内容	(変更する項目名) の変更
変更する年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日

○当該計画に関するお問い合わせ先

(連絡先)

(電話)

本掲示は、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会の開催に代わるものとして、年 月 日から 年 月 日までの間実施するものです。

なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第 7 条第 2 項の規定による説明会開催の公告とします。

備考 1 標識は、大きさを日本工業規格 A 1 以上とし、また文字の大きさを 50 ポイント以上のものにするなど、見やすいものとしてください。

2 標識は、容易に破損又は汚損しないように作成・掲出してください。

掲出方法 1 標識は、当該大規模小売店舗の来店客用の各入口及び第 12 条第 2 項第 1 号の規定による閲覧

様式第 4 号 (第12条第 2 項第 2 号関係)

(店舗名) の (届出項目) の変更について

年 月 日

年 月 日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。

なお、届出等の詳細につきましては、(書類閲覧場所) にて関係書類を閲覧することができます。

(設置者名称・法人にあつては代表者名)

(設置者住所)

(小売業者名称・法人にあつては代表者名)

(小売業者住所)

店舗の名称	
所在地	
変更届出の内容	(変更する項目名) の変更
変更する年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日

○当該計画に関するお問い合わせ先

(連絡先)

(電話)

本掲示は、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会の開催に代わるものとして実施するものです。

なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第 7 条第 2 項の規定による説明会開催の公告とします。

実施場所付近の、人目に付く場所に掲出してください。

2 標識の数は、当該大規模小売店舗の来店客用の入口の数と書類閲覧場所の数の合計と同数と
してください。

様式第 8 (第13条第 1 項第 2 号関係)

大型店の出店 (変更) 概要説明会のお知らせ

年 月 日

大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会を次のとおり行いますので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 2 項の規定に基づきお知らせします。

○説明会の開催日時・開催場所

	開催日 (予定)	開催場所
第 1 回説明会	年 月 日() 時 分から	
第 2 回説明会	年 月 日() 時 分から	
第 3 回説明会	年 月 日() 時 分から	

○当該説明会に係る届出の概要

店舗の名称	
所在地	
建物設置者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
主な小売業者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
届出の内容	
届出年月日	年 月 日

○本説明会に関するお問い合わせ先

(連絡先)	(電話)
-------	------

備考 1 標識は、日本工業規格 A 1 以上の大きさの白色地とし、また文字を大きさ 50 ポイント以上の黒字とするなど、見やすいものとしてください。

2 標識は、屋外に掲出する場合は、風雨等により容易に破損又は倒壊しない材料・構造により作成するとともに、塗料は雨等に耐えられるものを使用し、屋内に掲出する場合は、容易に破損又

様式第 5 号 (第 13 条第 1 項第 2 号関係)

大型店の出店 (変更) 概要説明会のお知らせ

年 月 日

大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会を次のとおり行いますので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 2 項の規定に基づきお知らせします。

○説明会の開催日時・開催場所

	開催日 (予定)	開催場所
第 1 回説明会	年 月 日() 時 分から	
第 2 回説明会	年 月 日() 時 分から	
第 3 回説明会	年 月 日() 時 分から	

○当該説明会に係る届出の概要

店舗の名称	
所在地	
建物設置者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
主な小売業者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
届出の内容	
届出年月日	年 月 日

○本説明会に関するお問い合わせ先

(連絡先)	(電話)
-------	------

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

は汚損しないように作成・掲出してください。

- 掲出方法 1 標識は、法第5条第1項の規定による届出に係る説明会にあっては、公道に面する人通りの多い敷地内（道路から1メートル以内）の人目に付く場所に、法第6条第2項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の来店客用の入口付近の人目に付く場所に掲出してください。
- 2 標識の数は、法第5条第1項の規定による届出に係る説明会にあっては、原則として敷地に接している公道の数と同数、法第6条第2項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の来店客用の入口と同数としてください。

様式第9（第14条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することのできない事由
 - 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第13条第1項第1号）
（具体的な事由）
 - 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第13条第1項第2号）
（具体的な事由）

様式第6号（第14条第1項関係）

説明会開催不能報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することのできない事由
 - 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第13条第1項第1号）
（具体的な事由）
 - 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第13条第1項第2号）
（具体的な事由）

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

- (備考) 1 説明会を開催することのできない事由については、該当する項目の□に印をつけ、その内容を具体的に記載してください。
- 2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。
- 3 ※印の項は記載しないでください。

(A4)

- (備考) 1 説明会を開催することのできない事由については、該当する項目の□に印をつけ、その内容を具体的に記載してください。
- 2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。
- 3 ※印の項は記載しないでください。

(A4)

様式第 11 (第 15 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

項 目	内 容
大規模小売店舗の名称	
説明会の 第13条第1項第1号	月 日付 新聞(掲載・折込・売出広告掲載)
公告方法 第13条第1項第2号	(標識設置場所)
法定公告以外の周知	
開催日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで

様式第 7号 (第 15 条第 1 項関係)

説明会実施状況報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

項 目	内 容
大規模小売店舗の名称	
説明会の 第13条第1項第1号	月 日付 新聞(掲載・折込・売出広告掲載)
公告方法 第13条第1項第2号	(標識設置場所)
法定公告以外の周知	
開催日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

第1回 説明会	開催場所	
	説明者	他 名
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回 説明会	(同上)	
第3回 説明会	(同上)	
その他特記事項		(説明会開催途上で開催不能となった場合の周知方法など)

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。
2 公告の写し、折込広告配布証明(ちらし折込又は売出公告への掲載の場合)及び説明会配付資料等、説明会の実施状況を証する資料を添付してください。

(A4)

第1回 説明会	開催場所	
	説明者	他 名
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回 説明会	(同上)	
第3回 説明会	(同上)	
その他特記事項		(説明会開催途上で開催不能となった場合の周知方法など)

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。
2 公告の写し、折込広告配布証明(ちらし折込又は売出公告への掲載の場合)及び説明会配付資料等、説明会の実施状況を証する資料を添付してください。

(A4)

様式第12(第16条関係) <おもて>

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名)

様式第8号(第16条関係) <おもて>

意見書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名)

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

(住所・所在地)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。
 なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて> (この面) に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市経済局商業振興課
--

○届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所でその届出の公告がされてから4か月間縦覧に供しています。

大規模小売店舗の新設の届出	横浜市経済局商業振興課 出店予定地の区の区役所区政推進課
届出事項の変更の届出	横浜市経済局商業振興課

(備考) ※印の項は記載しないでください。 (A4)

<うら>

意見書

大規模小売店舗の名称・所在地	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	

(住所・所在地)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。
 なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて> (この面) に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市経済局商業振興課
--

○届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所でその届出の公告がされてから4か月間縦覧に供しています。

大規模小売店舗の新設の届出	横浜市ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/joukyou/kokoku.html
届出事項の変更の届出	横浜市ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/joukyou/kokoku.html

(備考) ※印の項は記載しないでください。 (A4)

<うら>

意見書

大規模小売店舗の名称・所在地	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 <input type="checkbox"/> ア 駐車場の位置及び収容台数、構造 <input type="checkbox"/> イ 駐輪場の位置及び収容台数 <input type="checkbox"/> ウ 駐車場の出入口

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

意見の内容	
意見提出団体名	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体名</u> をお書きください)
意見提出団体の所在地	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体の所在地</u> をお書きください)

※ <おもて> (反対側) に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。 (A 4)

様式第 13 (第 18 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する横浜市意見 (通知)

様

(該当する事項の <u>□にレ点を記入 してください。)</u>	<input type="checkbox"/> エ 荷さばき施設の位置及び搬出入計画 <input type="checkbox"/> オ その他周辺道路の渋滞対策 <u>(2) 騒音の発生に係る事項</u> <input type="checkbox"/> ア 騒音問題への一般的対策 <input type="checkbox"/> イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 <input type="checkbox"/> ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 <u>(3) 廃棄物に係る事項</u> <input type="checkbox"/> ア 廃棄物の保管施設の位置及び容量 <input type="checkbox"/> イ その他廃棄物の管理等 <u>(4) その他の事項 (防災・防犯、街並みづくり 等)</u> <input type="checkbox"/> ()
意見の内容	
意見提出団体名	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体名</u> をお書きください)
意見提出団体の所在地	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体の所在地</u> をお書きください)

※ <おもて> (反対側) に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。 (A 4)

様式第 9 号 (第 18 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する横浜市意見 (通知)

様

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p style="text-align: center;">横浜市長 印</p> <p>年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第8条第4項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第18条第1項の規定により、提出された意見書等に配意し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から次のとおり意見を述べることとし通知しますので、対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は変更しない旨の通知を行ってください。</p> <p>なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条第1項の規定により勧告することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 意見の内容 3 変更の届出、大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更の通知又は変更しない旨の通知の提出先 横浜市経済局商業振興課 <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p style="text-align: center;">横浜市長 印</p> <p>年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第8条第4項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第18条第1項の規定により、提出された意見書等に配意し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から次のとおり意見を述べることとし通知しますので、対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は変更しない旨の通知を行ってください。</p> <p>なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条第1項の規定により勧告することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 意見の内容 3 変更の届出、大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更の通知又は変更しない旨の通知の提出先 横浜市経済局商業振興課 <p style="text-align: right;">(A4)</p>
<p>様式第 <u>14</u> (第18条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p>	<p>様式第 <u>10号</u> (第18条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p>

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する意見について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第 1 項の規定により、提出された意見書等に配慮し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、意見を有しませんので通知いたします。

同法第 8 条第 5 項の規定により、この通知の日をもって、同法第 5 条第 4 項及び第 6 条第 4 項の規定は、適用されないこととなります。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第 10 条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第 5 条第 1 項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する意見について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第 1 項の規定により、提出された意見書等に配慮し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、意見を有しませんので通知いたします。

同法第 8 条第 5 項の規定により、この通知の日をもって、同法第 5 条第 4 項及び第 6 条第 4 項の規定は、適用されないこととなります。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第 10 条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第 5 条第 1 項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

(A4)

(A4)

様式第 15 (第 19 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

添付書類変更通知書

年 月 日

(通知先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

様式第 11号 (第 19 条第 1 項関係)

添付書類変更通知書

年 月 日

(通知先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A4)

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A4)

様式第 16 (第 21 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

(通知先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による横浜市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第 8 条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす自体の発生を回避することができる理由

様式第 12 号 (第 21 条第 1 項関係)

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

(通知先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による横浜市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第 8 条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる理由

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

<p>(備考) ※印の項は記載しないでください。</p> <p style="text-align: right;">(A 4)</p>	<p>(備考) ※印の項は記載しないでください。</p> <p style="text-align: right;">(A 4)</p>
<p>様式第 <u>17</u> (第 22 条第 3 項関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大規模小売店舗の届出に対する勧告 (通知)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">横浜市長 印</p> <p>年 月 日付で大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出 (通知) のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。</p> <p>なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、同法第 9 条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 勧告の内容 3 勧告の理由 	<p>様式第 <u>13</u> 号 (第 22 条第 3 項関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大規模小売店舗の届出に対する勧告 (通知)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">横浜市長 印</p> <p>年 月 日付で大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出 (通知) のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。</p> <p>なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、同法第 9 条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 勧告の内容 3 勧告の理由

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の
期限

年 月 日

この期限までに、変更の届出又は本市への連絡のない場合は、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第25条の規定により、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により、その旨を公表することがあります。

5 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の
提出先

横浜市経済局商業振興課

(A4)

4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の
期限

年 月 日

この期限までに、変更の届出又は本市への連絡のない場合は、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第25条の規定により、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により、その旨を公表することがあります。

5 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の
提出先

横浜市経済局商業振興課

(A4)

様式第 18 (第22条第3項関係)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）

様

横浜市長



様式第 14号 (第22条第3項関係)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）

様

横浜市長



横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市の意見を適正に反映し、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために必要な配慮がなされていると認め、勧告はいたしませんので通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

(A4)

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市の意見を適正に反映し、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために必要な配慮がなされていると認め、勧告はいたしませんので通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

(A4)

様式第 19 (第23条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

添付書類変更届出書

様式第 15号 (第23条関係)

添付書類変更届出書

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

年 月 日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 23 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A 4)

様式第 20 (第 26 条関係)

第 号

年 月 日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 23 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A 4)

様式第 16号 (第 26 条関係)

第 号

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に係る届出について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付で大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定による届出（横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第23条の規定による届出を含む。）のあった次の大規模小売店舗については、先に行った本市勧告を適正に反映しているものと認められますので、通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあつては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）にあつては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

(A4)

年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に係る届出について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付で大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定による届出（横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第23条の規定による届出を含む。）のあった次の大規模小売店舗については、先に行った本市勧告を適正に反映しているものと認められますので、通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあつては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）にあつては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

(A4)

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

様式第 21 (第 27 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に従わなかった旨の公表について (通知)

様

横浜市長



先に 年 月 日付け 第 号により行った本市勧告に対し、正当な理由なく従わないため、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により別紙のとおり公表を行いますので、通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 公表の内容
別紙のとおり

(A 4)

様式第 17 号 (第 27 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に従わなかった旨の公表について (通知)

様

横浜市長



先に 年 月 日付け 第 号により行った本市勧告に対し、正当な理由なく従わないため、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により別紙のとおり公表を行いますので、通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 公表の内容
別紙のとおり

(A 4)